

1. これまでの取組

- 令和2年 6月 安全なまちづくりを推進するため都市計画法等が改正（令和4年4月1日施行）
 令和4年 3月 令和4年第1回定例会で条例改正案議決 → 附帯決議
 9月 令和4年第3回定例会で「本市の取扱い（案）」を報告
 10月～11月 「本市の取扱い（案）」について地域説明会等により意見聴取（⇒3.意見聴取状況）

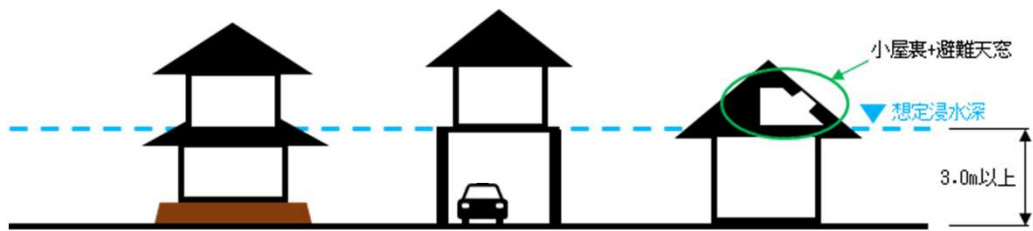
2. 取扱い

■ 災害イエローゾーン※について以下の段階的な取扱いとする。

※浸水想定区域（想定最大規模降雨に基づく想定浸水深3.0m以上の区域）、土砂災害警戒区域

- ① 令和5年4月～
 ➢ 開発許可にあたって、開発許可申請者から開発をする場所のハザード情報、避難する場所、避難を促す情報の入手などについて指導し書面にて確認する。
- ② 令和7年4月～
 ➢ 浸水想定区域（想定最大規模降雨に基づく想定浸水深3.0m以上の区域）は、「安全上及び避難上の対策」を開発許可の条件とする。
 ➢ 土砂災害警戒区域は集落内開発制度指定区域から除外する。

〔安全上及び避難上の対策の例〕



3. 意見聴取状況

(1) 地域・地権者等（各区で計6回、要望校区で計3回、合計9回説明会開催 参加人数：433人）

- ・ 土砂災害警戒区域が集落内開発制度指定区域から除外されることにより、何も建たなくなるのか。
- ・ 災害リスクがある区域に住んでいる人は、命を守るためにどうすればいいか。
- ・ 危険な土地のため、区域から除外されるのは仕方がないが、除外された土地は税金も安くなるか。
- ・ 補助制度を設けて欲しい。
- ・ 行政側で河川整備などのハード整備も進めるべき。

(2) 関係団体説明（（公）全日本不動産協会、（一）熊本県宅地建物取引業協会等）

- ・ 法改正に伴う対応なので仕方がない。市の取扱いについて、早めの周知をお願いする。
- ・ 令和5年4月からの取扱い（必要な書類等）について教えて欲しい。

➡ 上記意見に対し、法改正、取扱い（案）の趣旨、開発許可制度等を説明し、概ね理解いただいた。

4. 今後の進め方（予定）

- ✓ 令和4年12月 都市計画審議会へ報告
- ✓ 令和5年 1月 取扱い周知（市政だより・HP、関係団体への周知、「開発許可申請の手引き」改訂の案内）
- ✓ " 4月 「取扱い①」適用開始
- ✓ 令和7年 4月 「取扱い②」適用開始 ※ 附帯決議を踏まえ、地域の実情に応じた災害への対応策を検討